

平成 29 年 1 月 5 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

平成 29 年度 税制改正大綱について

平成 28 年 12 月 8 日に、平成 29 年度の税制改正大綱が発表されました。
主だった改正について以下のようなものが発表されています。

1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

(1) 配偶者控除

配偶者控除を受けられる配偶者の給与収入の上限が **103 万円から 150 万円に引上げ**られますが、**本人の合計所得金額が 1,000 万円を超えると適用はできないこと**となります。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円

(財務省HPより)

(2) 配偶者特別控除

配偶者の給与収入が 150 万円を超えても **約 201 万円以下** (合計所得金額 123 万円以下) までは、控除額が逡減しつつも控除が受けられます。こちらも **本人の合計所得金額が 1,000 万円を超えると適用はできないこと**となります。

※ 上記 (1) (2) の改正は、平成 30 年分以後の所得税について適用される予定です。

2. 積立 N I S A の創設

年間 40 万円までの投資に対する売却益などが **最長 20 年間**非課税となる「**積立 N I S A**」が創設されます。現行の N I S A とは選択適用になります。

	現行 N I S A	積立 N I S A
①年間投資上限	120 万円	40 万円
②非課税期間	5 年	20 年
③非課税合計 (①×②)	600 万円	800 万円

3. 居住用超高層建築物に係る課税の見直し

これまでマンションに係る固定資産税の按分方法は、階層に関係なく専有面積により按分されていましたが、**階層が高くなるほど税額が高くなる補正率を用いること**となります。

4. その他

その他に「研究開発税制の見直し」、「所得拡大促進税制の見直し」、「ビール系飲料の税率構造の見直し」、「エコカー減税の見直し」などが盛り込まれています。